

広島市東原・祇園東

地域包括支援センターだより



「認知症カフェ」を知っていますか？

- ❖ 認知症カフェは、認知症の方やその家族、地域住民の方や医療・介護の専門職などが気軽に集い、認知症への理解を深めながら、身近な地域の人に関わり楽しい時間を共に過ごすための場所です。
- ❖ お茶やお菓子を楽しみながら、認知症や介護について相談できたり、情報交換をしたり、認知症に関するミニ講座を受けたりすることができます。
- ❖ 認知症の人とその家族はもちろん、認知症について知りたい人など大人から子どもまでどなたでも大歓迎です。カフェを訪れるような感覚でお気軽にお越しください。



東原・祇園東圏域では現在 5 か所のカフェが開催されています



オレンジカフェ 「かようてみんさい」

東原集会所 2階
(東原 2-6-17)
毎月第1・3月曜日 14時～
参加費：100円
問い合わせ：(082)510-5525
(長谷川さん)



九丁目カフェ

ふれあいセンター協同1階
(西原 9-8-22)
毎月第1木曜日 14時～
参加費：100円
問い合わせ：(084)874-0455
(山本さん)

オレンジ KuraCafé

蔵本薬局健康快活 Station
(西原 8-28-7)
毎月第4火曜日 14時～
参加費：100円 ※要予約
問い合わせ：(082)962-1003
(蔵本さん)



ここから CAFÉ いちじく

シニアフィットネスクラスここから中筋
(中筋 1-9-20)
毎月第3土曜日 14時～
参加費：200円
問い合わせ：090-7595-4847
(村岡さん)



poca poca カフェ西原

健康ストレッチサービスステーション
(西原 5-7-8)
毎月第2・4水曜日
9時30分～
参加費：100円
問い合わせ：(082)209-0803
(坂田さん)



初めて参加される際は
それぞれのカフェに
お問い合わせの上、ご参加ください♪

知っておきたい

あなたの暮らしを守る成年後見制度



成年後見制度とはどんな制度ですか？

- ⦿ 成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人が財産管理や日常生活などでの契約を行うときに、判断が難しく不利益をこうむり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。
- ⦿ 成年後見制度には、既に判断能力が十分でない人を支援する法定後見制度と、現在判断能力がある人が将来の判断能力の低下に備える任意後見制度の2種類があります。法定後見制度には、判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つがあります。



成年後見人等はどのようなことをしてくれるのですか？

- ⦿ 本人に代わり財産の管理を行う、本人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などの法律行為を行います。
- ⦿ 具体的には、書類の確認や手続き、通帳の保管や管理、入院・施設入所の契約手続き、福祉サービス利用のための手続き、不利益な契約の取り消しなどです。



成年後見制度について相談したい時はどうしたらいいですか？

- ⦿ お住まいの地域包括支援センターへご相談ください。
また、同制度の利用促進を図る目的で令和3年10月に広島市成年後見利用促進センターが開設されました。こちらもぜひご利用ください！
広島市成年後見利用促進センター 電話番号:082-207-3367 受付日時:平日8時30分~17時15分

9月は世界アルツハイマー月間

国際アルツハイマー病協会と126の国と地域の加盟団体が認知症への正しい理解が進むことを目的に世界中で啓発活動を行っています。広島県では、毎年世界アルツハイマーデー(9月21日)を起点とした1週間を「オレンジリング週間」(認知症理解促進強化週間)と位置づけて認知症にやさしい地域づくりを目指した啓発活動を行っています。

地域包括支援センターは、地域の高齢者が安心して暮らすためのあらゆる相談に対応する地域の総合相談窓口です。お気軽に、なんでもご相談ください!!



広島市東原・祇園東地域包括支援センター
住所：広島市安佐南区東原三丁目14-4
電話：082-850-2220

